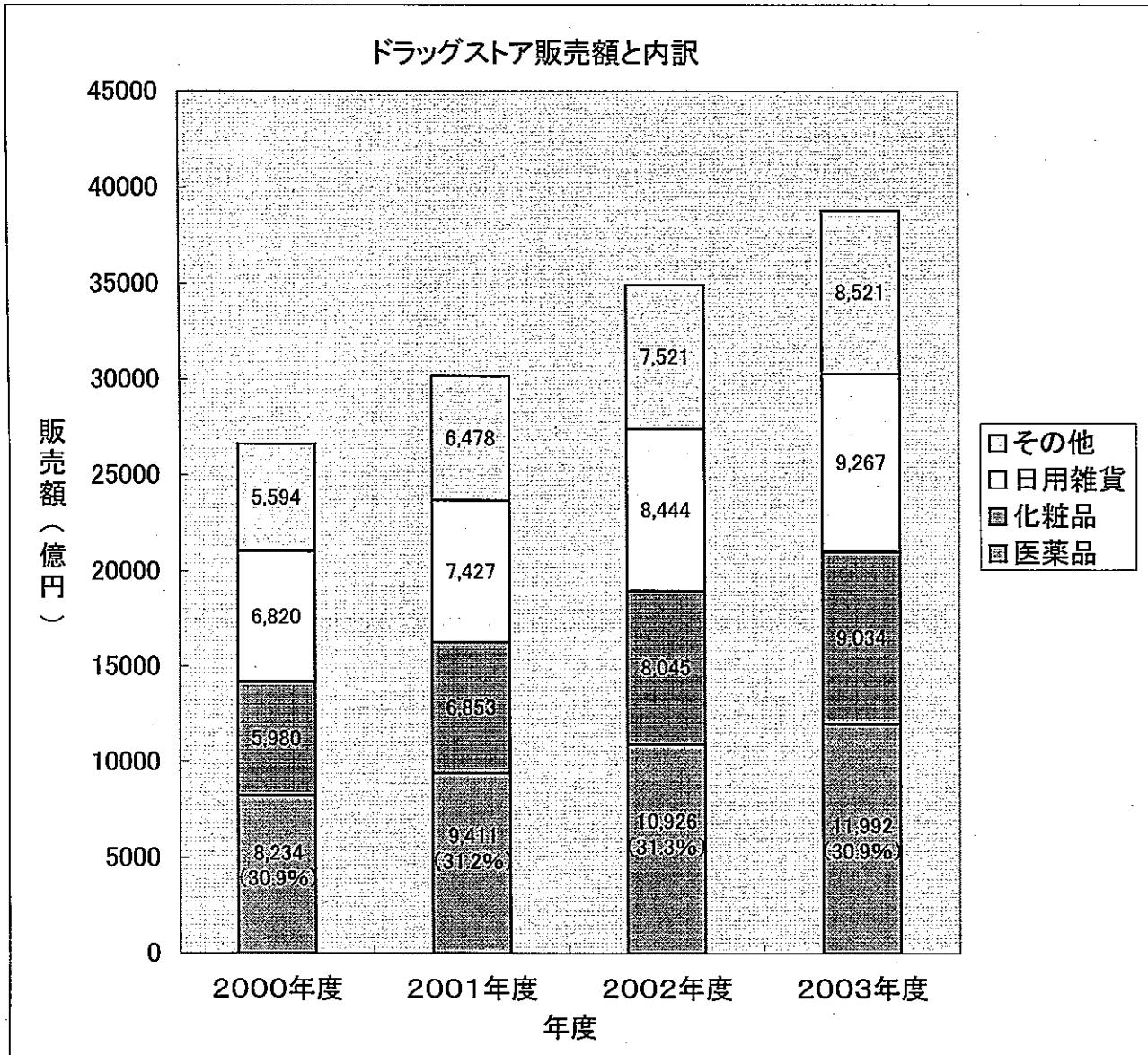


第3回厚生科学審議会	資料
医薬品販売制度改正検討部会	
平成16年6月23日	2-1

医薬品販売等に関するデータ等について

- ①ドラッグストアにおける医薬品の販売額について ···· 1頁
- ②各医薬品販売業の取り扱う医薬品の範囲等 ···· 2頁
- ③指定医薬品（一般用医薬品）リスト（44品目） ···· 4頁

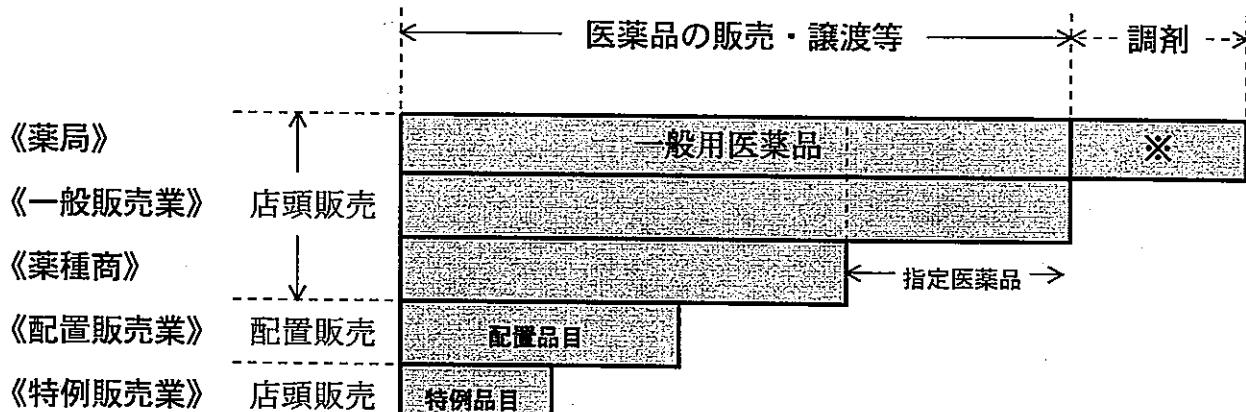
① ドラッグストアにおける医薬品の販売額について



(推計値) (日本チェーンドラッグストア協会調べ「日本のドラッグストア実態調査」)

○わが国における医薬品販売額のうち、各業態別の販売額については、現時点ではドラッグストアのみ判明しており、それ以外の業態については、今後早急に調査の予定。

② 各医薬品販売業の取り扱う医薬品の範囲等



※は「処方せん医薬品」

○ 「指定医薬品」の範囲等 (薬事法第29条、薬事法施行規則第36条)

特にその取り扱いについて高度な薬学の知識を必要とする医薬品であり、例えば、薬理作用が非常に激しく使用方法の難しいもの、その医薬品のもつ化学的性質、薬理的性質を十分に知らなければ危険性の大きいもの等薬剤師以外の者に取り扱わせることによって保健衛生上危害を生ずるおそれがある医薬品。スイッチOTC薬は、一定期間は必ず指定医薬品として販売。

- ・指定医薬品は44品目 (平成16年6月現在)

《指定医薬品の例》

⇒ ガスター10 (胃痛、胸やけ等) 等

(注) 「スイッチOTC薬」

医療用医薬品の中で、一定期間使用の結果、その薬効と副作用及び有効性などに安定した評価を得られたものについて、その成分を一般用医薬品 (OTC薬) に転用したもの。

《スイッチOTC薬の例》

⇒ ガスター10 (胃痛、胸やけ等) 等

- 薬種商販売業が販売できる医薬品の範囲 (薬事法第29条)
 - ・ 指定医薬品以外の一般用医薬品。
- 配置販売業が販売できる医薬品の範囲 (薬事法第30条第1項)
 - ・ 「配置販売業品目指定基準 (昭和36年2月1日厚生省告示第16号)」に従い、一般用医薬品のうち、都道府県知事が指定した品目。

《配置販売業品目指定基準》

- ① 薬理作用が緩和であり、かつ、蓄積性又は習慣性がないこと。
- ② 経時変化が起こりやすくないこと。
- ③ 剤型、用法、用量等からみて、その使用方法が簡易であること。
- ④ 容器又は被包が、こわれやすく、又は破れやすいものでないこと

《配置品目の例》(都道府県知事の指定による)

⇒ 赤玉胃腸丸（食欲不振等）、ケロリン（頭痛、歯痛等）

- 特例販売業が販売、譲渡等できる医薬品の範囲 (薬事法第36条)
 - ・ 都道府県知事がその特例販売業の店舗ごとに指定した医薬品。
その指定は、「薬事法の施行について (昭和36年2月8日薬発第44号)」の別表第3の基準に該当する品目のうち、その店舗において取り扱うことが必要と認められる最小限のもの（歯科用医薬品、医療用酸素等通常薬局等で購入しがたいものや緩和な内用剤等）に限る。

《特例品目の例》(都道府県知事の指定による)

⇒ 歯科用キシロカインカートリッジ、医療用酸素、亜酸化窒素、緩和な内用剤（太田胃散、わかもと等）、緩和な外用剤（トクホン等）

③ 一般用医薬品のうち、指定医薬品の製品リスト（44品目）

製品名	成分	薬効小分類
○JPSアコバップID	インドメタシン	外皮用薬／鎮痛・鎮痒・收れん・消炎薬（ハップ剤を含む）
○アトラントエースクリーム	塩酸ネチコナゾール	外皮用薬／みずむし・たむし用薬
○アトラントエース液	塩酸ネチコナゾール	外皮用薬／みずむし・たむし用薬
○アバロンZ	塩酸ラニチジン	消化器官能用薬／ヒスタミンH2受容体拮抗剤含有薬
○アルサメック細粒	シメチジン	消化器官能用薬／ヒスタミンH2受容体拮抗剤含有薬
○アルサメック錠	シメチジン	消化器官能用薬／ヒスタミンH2受容体拮抗剤含有薬
○インドメサールHi	インドメタシン	外皮用薬／鎮痛・鎮痒・收れん・消炎薬（ハップ剤を含む）
○ガスター10	ファモチジン	消化器官能用薬／ヒスタミンH2受容体拮抗剤含有薬
○ガスター10(散)	ファモチジン	消化器官能用薬／ヒスタミンH2受容体拮抗剤含有薬
○ガラナポーン	塩酸ヨビシビン	泌尿生殖器官及び肛門用薬／その他の泌尿生殖器官及び肛門用薬
○サロメチールIDハップ	インドメタシン	外皮用薬／鎮痛・鎮痒・收れん・消炎薬（ハップ剤を含む）
○サロンシップインドメタシンEX	インドメタシン	外皮用薬／鎮痛・鎮痒・收れん・消炎薬（ハップ剤を含む）
○ザツツブロック	シメチジン	消化器官能用薬／ヒスタミンH2受容体拮抗剤含有薬
○ザツツブロック錠	シメチジン	消化器官能用薬／ヒスタミンH2受容体拮抗剤含有薬
○ジエシックハップペイン	インドメタシン	外皮用薬／鎮痛・鎮痒・收れん・消炎薬（ハップ剤を含む）
○スカイジン	シメチジン	消化器官能用薬／ヒスタミンH2受容体拮抗剤含有薬
○スコルバダッシュシユ	塩酸ブテナファイン	外皮用薬／みずむし・たむし用薬
○スコルバダッシュシユ液	塩酸ブテナファイン	外皮用薬／みずむし・たむし用薬
○セルペール	テプレノン	消化器官能用薬／健胃薬
○センロックエース	シメチジン	消化器官能用薬／ヒスタミンH2受容体拮抗剤含有薬
○センロックエース錠	シメチジン	消化器官能用薬／ヒスタミンH2受容体拮抗剤含有薬
○タイワケシノール末	ノスカビン等	呼吸器官能用薬／鎮咳去痰葉
○ダマリンエース	塩酸アモロルファン	外皮用薬／みずむし・たむし用薬
○ツンバ	ヨビンベ皮エキス等	泌尿生殖器官及び肛門用薬

③

一般用医薬品のうち、指定医薬品の製品リスト（44品目）

製品名	成分	薬効小分類
26 ○トーケール	塩酸アモロルフイン	外皮用薬／みずむし・たむし用薬
27 ○ニューアンメルシン/パップ	インドメタシン	外皮用薬／鎮痛・鎮痒・收れん・消炎薬(パップ剤を含む)
28 ○ニューボランテ	インドメタシン	外皮用薬／鎮痛・鎮痒・收れん・消炎薬(パップ剤を含む)
29 ○ハシビロン	塩酸ヨビンビン	泌尿生殖器官及び肛門用薬
30 ○パンシロンH2ベスト	シメチジン	消化器官能用薬／ヒスタミンH2受容体拮抗剤含有薬
31 ○フロンティア錠	シメチジン	消化器官能用薬／ヒスタミンH2受容体拮抗剤含有薬
32 ○ブテナロッククリーム	塩酸ブテナファイン	外皮用薬／みずむし・たむし用薬
33 ○ブテナロック液	塩酸ブテナファイン	外皮用薬／みずむし・たむし用薬
34 ○マヤ金蛇精(カプセル)	メチルテストステロン, 塩酸ヨビンビン等	泌尿生殖器官及び肛門用薬／その他泌尿生殖器官及び肛門用薬
35 ○メンフラ・クール<IM>	インドメタシン	外皮用薬／鎮痛・鎮痒・收れん・消炎薬(パップ剤を含む)
36 ○ラマストンMXクリーム	塩酸ブテナファイン	外皮用薬／みずむし・たむし用薬
37 ○ラマストンMX液	塩酸ブテナファイン	外皮用薬／みずむし・たむし用薬
38 ○リップ	ミノキシジル	外皮用薬／毛髪用薬(発毛, 髮毛, ふけ, かゆみ止め用薬等)
39 ○強力バロネス	メチルテストステロン等	泌尿生殖器官及び肛門用薬／その他泌尿生殖器官及び肛門用薬
40 ○金蛇精(糖衣錠)	メチルテストステロン等	泌尿生殖器官及び肛門用薬／その他泌尿生殖器官及び肛門用薬
41 ○三共Z胃腸薬	塩酸ラニチジン	消化器官能用薬／ヒスタミンH2受容体拮抗剤含有薬
42 ○住友胃腸薬GF	ゲファルナート等	消化器官能用薬／制酸薬
43 ○住友胃腸薬スコープ	シメチジン	消化器官能用薬／ヒスタミンH2受容体拮抗剤含有薬
44 ○新インテパップ	インドメタシン	外皮用薬／鎮痛・鎮痒・收れん・消炎薬(パップ剤を含む)

(※) 上記指定医薬品の製品リストは、「一般薬日本医薬品集」
(JPIC)による。

(注) 指定医薬品に係る根拠条文(薬事法第29条)
薬種商販業の許可を受けた者は、厚生労働大臣の指定する
医薬品を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵
し、若しくは陳列してはならない。